（変更登録）

第四条　法第三十八条の四十二第一項の変更登録を受けようとする登録修理業者は、別表第五号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2　法第三十八条の四十二第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、修理する特別特定無線設備の範囲を縮小するものとする。

（通知）

第五条　総務大臣は、法第三十八条の三十九第一項の登録をしたときは、その旨及び登録番号を登録を申請した者に通知するものとする。

2　総務大臣は、法第三十八条の四十二第一項の変更登録をしたときは、その旨を変更登録を申請した者に通知するものとする。

（変更の届出）

第六条　登録修理業者は、法第三十八条の四十二第四項の届出をしようとするときは、別表第六号に定める様式の届出書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、届出者が法人の場合であって、役員に変更があるときは、別表第七号に定める様式の誓約書を添付しなければならない。

2　総務大臣は、前項の届出があった場合には、登録を変更するものとする。

（修理及び修理の確認の記録等）

第七条　法第三十八条の四十三第二項の修理及び修理の確認の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　技術基準適合証明番号等、製造番号その他修理した特別特定無線設備を特定できる番号

二　修理及び修理の確認の年月日

三　修理及び修理の確認を行った責任者の氏名

四　修理及び修理の確認の内容

2　前項の修理及び修理の確認の記録は、当該修理の確認をした日から十年間保存しなければならない。

3　第一項の修理及び修理の確認の記録の保存は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

（表示）

第八条　法第三十八条の四十四第一項の規定による表示は、別表第八号によるものとする。

2　登録修理業者は、法第三十八条の四十四第三項の規定により修理した特別特定無線設備に付されている表示を付するときは、当該付されている表示が、証明規則様式第七号による表示である場合にあっては同様式注1から注3まで、証明規則様式第十四号による表示である場合にあっては同様式注1から注3までによらなければならない。

（廃止の届出）

第九条　登録修理業者は、法第三十八条の四十六第一項の届出をしようとするときは、別表第九号に定める様式の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（公表）

第十条　総務大臣は、法第三十八条の三十九第一項の登録若しくは法第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録をしたとき又は登録修理業者から法第三十八条の四十二第四項の規定による変更の届出があったときは、登録修理業者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一　氏名又は名称

二　事務所の名称及び所在地

三　登録若しくは変更登録をした年月日又は登録修理業者が変更をした年月日

四　登録番号

五　登録若しくは変更登録又は登録修理業者が変更をした修理する特別特定無線設備の範囲及び修理の箇所

2　総務大臣は、登録修理業者から法第三十八条の四十六第一項の届出があったとき又は法第三十八条の四十七の規定による登録の取消しをしたときは、登録修理業者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一　氏名又は名称

二　事務所の名称及び所在地

三　登録の年月日

四　登録番号

五　事業を廃止し、又は登録を取り消した年月日

3　前二項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

（総務大臣に提出する書類の作成等）

第十一条　この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、日本語で作成するものとする。

2　この省令の規定により総務大臣に提出する申請書又は届出書に添付する書類は、当該書類の記載事項の全てを記録した電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる。

附　則

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

別表第一号（第2条第1項関係）

修理業者登録申請書

年　月　日

総務大臣　殿

申請者（注1）郵便番号

住　所

氏名又は名称　印

電話番号

電波法第38条の39第1項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　修理を行う事務所の名称及び所在地（注2）

2　修理の対象設備等（注3）

無線設備の区分	取り扱う設備数
コードレス電話	
携帯無線通信	
ＰＨＳ	
その他	
合　計	